

社会福祉法人竹友会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人竹友会（以下「当法人」という）の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として次の通り報酬を支給するものとする。

- (1) 役員等が理事会又は評議員会へ出席した都度、現金で支給し、受領書を預かる。
- (2) 当該会議以外の報酬は法人から業務等を依頼した場合のみ、別表に定める額を支給する。
- (3) 法人業務の為、役員等が理事長命により出張した時は、別表3に基づき旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は各号によるものとする。

- (1) 役員に対する報酬の額は別表1に定める額とする。
- (2) 評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

(兼務職員)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は支給しないものとする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成31年4月1日より適用する。
社会福祉法人竹友会報酬規程は（平成28年4月1日施行）は廃止する。

別表1（役員の報酬）

（1）理事

	報酬（日額・税抜）
理事会等への出席	3,000 円
上記の他、理事長命による法人業務	3,000 円

（2）監事

	報酬（日額・税抜）
理事会等への出席	3,000 円
監事監査等への出席	3,000 円
上記の他、理事長命による法人業務	3,000 円

別表2（評議員の報酬）

	報酬（日額・税抜）
評議員会への出席	3,000 円
上記の他、理事長命による法人業務	3,000 円

別表3（出張に伴う経費）

	報酬（日額・税抜）
日当	3,000 円
宿泊費	10,000 円／日を上限とする実費
交通費	実費